

新潟市国家戦略特区推進協議会の組織改編概要

平成 28 年 8 月 24 日

1 組織改編の趣旨

「他都市の規制改革事項も活用可能」との国の見解を踏まえ、農業分野の規制改革事項の活用だけに留まらず、今後「地方創生分野」の規制改革事項の活用についても積極的に議論していくため、本推進協議会の組織改編を行うもの。

2 これまでの経過

- ・本協議会は、地元意見を集約し特区に反映させるため、平成 26 年 6 月 10 日に任意協議会として設立。
- ・委員任期は開催要綱第 4 条で、「就任の日が属する年度を含め 2 年以内」と規定されているため、平成 28 年 3 月 31 日を以て一旦満了。
- ・これに合わせ、平成 28 年 3 月 29 日に各委員に対して、任期更新に係る意向確認を行ったところ、36 名全員が更新を承諾。

3 組織改編の具体的な内容について

(1) 基本方針

本推進協議会はこれまで同様に 1 つの協議会のみとし、「農業分野」と「地方創生分野」との連携を図りながら、その時々々の議題の中身（農業分野、地方創生分野）に応じて、招集する委員の構成を柔軟に変えることで対応する。

(2) 改編の内容

- ・会長（1 名）、副会長（4 名）のほか、地方創生分野にも関連が深い「大学」や「経済団体」、「金融機関」等については、地方創生分野の議論も兼ねる。
- ・地方創生分野の議論を更に活性化させるために、「まち・ひと・しごと創生アドバイザー（安心暮らし部会、少子化対策部会、雇用創出・魅力発信部会）」を新たに 3 名加える。
- ・地方創生分野は「医療」や「まちづくり」など内容が多岐にわたるため、必要に応じて、オブザーバーを随時招聘する。

(3) 組織体制図

- ・別紙のとおり

(4) 開催要綱

- ・別紙のとおり